

近畿地方整備局で経営事項審査を受審される大臣許可業者の皆様へ

★令和2年4月1日～経営事項審査の変更について

近畿地方整備局管内7府県（福井県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県）のいずれかに主たる営業所を有する大臣許可業者の経営事項審査における変更について、以下の通りお知らせします。

変更箇所	変更前（R2.3.31受付分まで）	変更後（R2.4.1受付分から）
提出方法について	各府県経由にて提出	直接、近畿地方整備局へ提出（郵送又は持参） ★詳細はHP上「お知らせ」に掲載しています。
建設技能者について	Z点における加点対象外	能力評価制度においてレベル4と判定された技能者には3点、能力評価制度においてレベル3と判定された技能者には2点の点数を付与します。 確認書類として「能力評価（レベル判定）結果通知書」の提出をお願いします。 ★詳細はHP上に掲載しています。
工事経歴書に添付する契約書等について	元請・下請の区別なく、工事経歴書記載の工事のうち各審査対象建設業の種類毎に完成工事高の高い方から各5件（記載が5件未満の場合は全て）	申請者の負担軽減の観点から、現在、確認書類の削減等について検討を進めているところです。詳細は確定次第、HP・建設産業第一課公式Twitterでご案内しますので、適宜近畿地整のHP等もご覧いただき、ご確認ください。